

■承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(四万十町税条例の一部を改正する条例)

【要旨】

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成30年政令第126号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第127号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）が平成30年3月31日にそれぞれ公布され、原則として平成30年4月1日から施行されることに伴い、四万十町税条例等の改正が必要となりましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【主な改正内容】

（1）法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について〔第52条〕

納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額（その申告により納付すべき税額に達するまでの部分に限る。）のうち延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することについて規定

（2）土地に対して課する固定資産税の特例について〔附則第11条～第15条〕

土地に係る固定資産税の負担調整措置等の現行の仕組みが3年間延長されることに伴う改正

（3）その他関係法令の改正に伴う字句の読み替え

【施行期日】

平成30年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり